

～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートとにゅーす

2005年1月発行 <第3号>



- 特集～リーガルサポートが取り組む成年後見事例
- 授産施設訪問

リーガルサポートが取り組む成年後見事例

新成年後見制度が施行されてから四年半が経ちました。この間、リーガルサポート大阪支部では、新しい成年後見制度が広く利用されるよう、当初は手探りの状態ながらも活動を続け、具体的な相談や事例を積み重ねてきました。リーガルサポートには、現在、多くの相談や具体的案件が寄せられています。

本号では、リーガルサポート大阪支部の社員が受託した事件、また、リーガルサポートが法人として受託した事件の中から、今後、成年後見制度を利用される方々に参考になるような事例を選び紹介いたします。(なお、事例は、実例に基づくものですが、匿名性に配慮して紹介しています。)

事例1 高齢者の後見開始事例

- ①本人 女性(七六歳)、老人性痴呆(アルツハイマー型) 特別養護老人ホーム入所中
- ②申立人 妹(七十二歳)
- ③申立の動機 財産管理、遺産分割
- ④成年後見人 司法書士
- ⑤概要

本人には子供がなく、夫は数年前に他界した。そのころから、本人に物忘れが見られるようになり、近時においては金銭の管理が出来ない状態にまで症状が進んだ。しばらくは近くに住む妹が本人の面倒をみていたが、妹自身も高齢であったことから日常の世話をすることが困難となり、妹が身元引受人になり、本人を特別養護老人ホームへ入所させた。その後、妹が継続的な放射線治療を要する病気になったため、本人の財産管理をすることが出来なくなったことから、後見開始の審判を申し立てた。また、本人と妹には亡くなった母親名義の土地があり、これを売却して本人の施設費用等に充てる必要もあった。

家庭裁判所の審判により、司法書士が選任され、本人についての後見が開始した。母親名義の土地については、後見人と妹により遺産分割協議のうえ売却手続を進めた結果、本人の施設費用等の見込みができ、また、後見人が本人の財産を管理することによって、妹も安心して自己の治療に専念できるようになった。

事例2 知的障害者の後見開始事例

- ①本人 男性(三五歳) 先天的に知的障害あり。本人は一人暮らし。結婚し、近所に住んでいる姉が面倒をみている。
- ②申立人 姉(三八歳)
- ③申立の動機 財産管理
- ④後見人 姉および司法書士
- ⑤概要

本人は先天的な知的障害があり、父親の死亡後、母と同居してきた。母が病気のため、長期治療を必要とし、入院したあとは結婚した姉が本人の面倒をみてきた。本人は、父親の死亡後多少の財産を相続。当初は、姉一人が成年後見人ということで、申立を予定していたが、銀行等金融機関とのやりとりが重荷になり、財産管理については第三者に任せたいと思い申立に至った。

家庭裁判所は二人目の成年後見人として、リーガルサポート所属の司法書士を選任した。現在、財産管理については、司法書士である成年後見人が、身上監護については、姉である成年後見人が職務を行っている。

事例3 高齢者の保佐開始事例

- ①本人 男性(七五歳) ヘルパーサービスを利用しながら一人暮らし。軽度の痴呆症
- ②申立人 長男(五一歳)

- ③申立の動機 財産管理、不動産の管理・処分
- ④保佐人 司法書士
- ⑤概要

本人は一三年前に妻と死別し、以来近所の方の好意やヘルパーサービスを利用しながら一人で生活していた。遠くに住む申立人である長男は三年程前から、強く同居を提案してきたが、妻との思い出のある土地を離れがたく、健康に気をつけて静かに暮らしてきた。身体機能は六〇歳台であるが、最近言動にちぐはぐな面が時折見られ、申立人は心配を募らせていた。

本人は若いころに事業で財を成し、生活には余裕があった。また、本人には申立人である長男の他に、海外を放浪し、近年全く連絡の取れなくなっていた長女(四三歳)がいたが、最近になって、その夫(三五歳)と一緒にブラジルより帰国し、父親と同居することとなった。父親はこのほか喜んだが、長女はもちろん、その夫も無職であり、揃ってギャンブル三昧の日々である。申立人はこのままでは本人の財産が長女夫婦に食い物にされると危惧し申し立てに及んだ。

現在、保佐人に選任された司法書士が財産管理を開始し、本人とその財産の保護に努めている。

事例4 高齢者の補助開始事例

- ①本人 女性(八〇歳)、有料老人ホームへ入居中。軽度の痴呆症

事例5 任意後見契約締結事例

- ①本人 男性(八七歳)、妻(八二歳)と二人暮らし
- ②任意後見受任者 司法書士

②申立人 弟(七五歳)
③申立の動機 財産管理、不動産の管理・処分、介護契約や医療に関する契約
④補助人 司法書士
⑤概要
本人は一〇年前に夫と死別し、子供もいないので一人暮らしを続けてきたが、一年程前より身体が弱ってきたことから不安を感じていた。そんな折、頻繁に訪問販売員が訪ねて来るようになり、心配した弟が有料老人ホームへの入居を勧め本人も納得して入居した。入居に際して預貯金を取り崩したため、本人としてはこれから現金がないと不安である事、又近所の方より自宅を購入したい旨の申し出があった事から、それまで住んでいた自宅(本人名義)を売却してこれからの資金にする事を弟と相談して決めた。
弟は遠方に住んでおり本人の入居しているホームへ通う事が出来ず、又最近本人に軽度の痴呆の症状が出てきた事から補助開始の申し立に及んだ。
補助人として司法書士が選任され、現在財産の管理をしており、不動産の売却も、家庭裁判所への許可申立(自宅売却に関する)を含めてこれから行っていく予定である。

- ③ 契約の動機 老後の不安、財産管理
- ④ 概要

本人は、公団住宅で妻と二人暮らし。子供はいない。現在までは特に大きな病気もなく、平穩に暮らしてきたが、最近は何だか体に力が弱ってきて、心臓の調子もあまりよくなり、将来が不安である。

もし痴呆の症状が出たら、高齢の妻一人ではとても介護が出来ない。現在は自分たちで身の回りのことや金銭管理をしているが、いつまで出来るか分からない。福祉サービスも受けたいが、手続が出来るかどうか不安である。また、自分の財産は、兄弟には残さずに妻に相続させ残りは育英基金に寄附したい。

そこで、司法書士であるリーガルサポートの社員との間で、見守り契約（月に一度自宅に訪問して面談）、財産管理契約、任意後見契約、及び死後事務委任契約（遺言ではカバーできない葬儀、医療機関の支払等の死後の事務手続）を締結し、公正証書遺言も作成。現在は月一回見守りサービスを受けている。

事例6 任意後見契約締結事例

- ① 本人 男性（三五歳）、軽度の知的障害、母と二人暮らし
- ② 委任者 本人及び母（六八歳）
- ③ 契約の動機 財産管理、身上監護、不動産の管理
- ④ 任意後見受任者 司法書士
- ⑤ 概要

本人は軽度の知的障害があり、障害者の施設に毎日通所している。母は、夫が生前遺したくれた賃貸マンション二棟を所有しており、その収入及び夫の遺族年金の給付で一人息子である本人と生活をしている。

母も高齢となり、自分が亡くなった後の本人の生活に不安を感じていたため、将来の財産管理や本人の身上監護を契約の内容とする財産管理契約と任意後見契約を、本人である息子と司法書士との間で結ぶこととした（本人には軽度の知的障害があったものの、契約を結ぶ能力としては問題がなかったため契約が可能であった）。また、母についても、自分が病気等の身体上の事情や、判断能力が衰えて本人の世話ができないときのために、別途、司法書士との間で、財産管理契約と任意後見契約を結んだ。また、母は公正証書遺言を作成し、任意後見受任者と同じ司法書士を遺言執行者として指定した。

母は、自分が亡くなった後の不安をリーガルサポート社員である司法書士に理解してもらい、また将来の本人の後ろだてを得た思いで、安堵をしている。

事例7 法人（リーガルサポート）が後見人に選任された事例

- ① 本人 男性（二六歳）、軽度の身体障害及び知的障害・重度の統合失調症、祖父母と三人暮らし
- ② 申立人 祖母（七八歳）

授産施設訪問

一 はじめに

社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 業務研究委員会が二〇〇四年一月五日に実施した研修で、社員の司法書士一六名が、社会福祉法人 ひびき福祉会が運営する以下の四力所の障害者授産施設等を訪問しました。

- (一) 社会就労センター ひびき（特定知的障害者授産施設）
- (二) 社会就労センター 第二ひびき（特定身体障害者授産施設）
- (三) 社会就労センター ハイワークひびき（特定知的障害者授産施設）
- (四) セルプギャラリー「パレットひびき」（第二ひびき作業所分場）

二 社会福祉法人 ひびき福祉会の沿革と設立の精神について

「重い障害があっても、生まれ育った地域の中で働きながら生活がしたい（生活をして欲しい）」という障害者本人、その家族、関係者の強い要望にこたえて、障害のある方の働く場として、一九七七年に、「ひびき共同作業所」が創設されました。

さらなる発展を求めて、一九八四年一月に、

社会福祉法人の認可を受けました。障害がある人たちが、豊かに生きることが出来る社会が到来することへの願いをひびかせていきたいということから社会福祉法人の名称は、「ひびき」福祉会と名付けられました。

労働することは、人間が根源的に望んでいることです。勤労権は、憲法第二十七条第一項で国民に等しく認められています。障害があることを理由に労働する権利が奪われることがあってはなりません。

これまで働けないと考えられてきた障害の重い人たちも、働く集団が保障されたことにより、たくましく働くことができるようになりました。働くことをきっかけとして、地域の人たちとの交流を深めていくことができるようになりつつあります。

〔社会福祉法人「ひびき」福祉会について〕より

三 訪問先について

- (一) 社会就労センター ひびき（特定知的障害者授産施設）と同第二ひびき（特定身体障害者授産施設）
- ① 所在地 東大阪市中小阪五丁目一四番二丁目
- ② 作業内容 農作業、下請けの仕事、空き

- ③ 申立の動機 財産管理、身上監護
- ④ 後見人 成年後見センター・リーガルサポート
- ⑤ 概要

本人は、申立人の一人娘の子であり唯一の孫である。資産家の家に育った実母は、嫁ぎ先で折り合いが悪かったが、本人が生まれてすぐ脳性小児麻痺に罹ったため、三歳のときに実父と離婚し、本人を連れて実家に帰った。その二年後に実母が死亡し、現在まで祖父母と三人で暮らしてきた。本人には軽度の身体障害及び知的障害が残ったが、生活の苦労は無く育ち、家の近所にある障害者授産施設で木工の技術を身につけた。しかし、働きはじめて間もなく、統合失調症を発症し入院を繰り返すようになった。祖父母が二人掛かりで本人の面倒を見てきたが、心労が重なったため祖父（八二歳）が最近脳 血で倒れて、寝たきりの状態になってしまった。

成年後見センター・リーガルサポートに相談したところ、本人が若年であるため、司法書士個人を成年後見人とするよりも、法人を成年後見人とし、担当の司法書士が実際の事務を担当する方が、先々のことを考えると安心だとの助言に従って、後見人候補者を成年後見センター・リーガルサポートとして、後見開始の審判を申し立て、本人について後見を開始されることとなった。

現在、リーガルサポートの担当司法書士が後見業務を行なっている。

缶・牛乳パックのリサイクル、EMボカシとEM団子、フキン・袋物の製作

- ① 訪問時には、一〇〇円ショップの下請けの仕事、アルミ缶のリサイクル、ぼかし、フキン・袋物の製作を行っていました。
- ② 人員 通所者五〇名と職員一八名

- (二) 社会就労センター ハイワークひびき（特定知的障害者授産施設）
- ① 所在地 東大阪市高井田中町一丁目八番一四号
- ② 作業内容 焼菓子作り
- ③ 人員 通所者二〇名と職員六名



商品の売上げが、障害者の給料となりま
す。現在、ハイワークひびきで働く障害
者の時給は二〇〇円から二五〇円程です。
この賃金を保障しようとすると、毎月の
売上げが二五〇万円必要です。売上げを
どう伸ばしていくかが課題です。

(三) セルプギャラリー「パレットひびき」 (第二ひびき作業所分場)

- ① 所在地 東大阪市荒川三丁目二九番二一
号 (近鉄大阪線 俊徳道駅下)
- ② 商品 焼菓子、縫製品、さをり織の小物、
手染め製品、手ひねりの陶器、花
瓶、レーザークラフト、子供向け
の木の玩具等

四、研修の主催者から (業務研究委員 中小 路明子)

本年度業務研究委員会では、障害者福祉施
設等現場に向いての实地調査による実態の
把握・相談需要と事例の整理を事業計画のひ
とつに掲げています。昨年度は業務研究委員
のみで二カ所の施設訪問を行いました。この
時は、通所者と一緒にスポーツをしたり、家
族の方との懇談を通じて悩みや相談の需要の
把握を行いました。今回は少し趣向を変えて、
施設訪問形式による研修というかたちでの実
施となりました。初めての試みだったので、
施設の方へ研修の趣旨説明と実施にあたって
のご協力をお願いが準備段階でありました。
いざ実施すると決まってから、平日の昼間

携による下請け作業も受注されています。各
利用者の障害の状況に合わせてできる作業を
受け持つ体制で、障害があることで労働する
権利が奪われないということが大切であると
今更ながら認識しました。

ひびき福祉会は高工賃 (最低賃金の二分の
一以上を保障) を支給できる施設を目指して
努力されています。実際「ハイワークひびき」
は焼菓子を中心に製造、販売する施設で、高
工賃の利用者もおられるとのこと。みなさん
白衣のエプロン姿で懸命に粉を計量されたり
混ぜたりされていました。労働することの喜
びを見せていただき、自身を省みるいい機会
でした。

やはり憂慮されるのは利用者とその家族の
高齢化です。ひびき作業所の利用者の年齢構



パレットひびき

ということもあり参加人数など募集前には心
配な点もいくつかありました。

当日は一月にしては暖かく好天に恵まれ
ました。参加者も一六名。お伺いした社会福
祉法人ひびき福祉会の知的障害者授産施設ひ
びき作業所、身体障害者授産施設第二ひびき
作業所では、障害の程度に応じた六班に分か
れての様々なお仕事を覚えさせていただきま
した。一日作業に従事する班もあれば、マッ
サージを受けたり散歩に出たり音楽に取り組
んだり...ということを組み合わせての班もあ
りました。その後バスに乗って、近鉄俊徳道
駅の高架下にあるショップ (授産製品の販売
所)「パレットひびき」に寄り、知的障害者授
産施設ハイワークひびきを見学させていただきました。
ここでは、二〇名の方が九時から
五時までマドレーヌ・フィナンシェ・パウン
ドケーキといった焼菓子作りに従事されてい
ました。一般就労となると受入先も含めまだ
まだ難しいのが現状ですが実習を積み意欲を
高めているとのことでした。

実際に施設を訪れ、自分の目で見、聞き、
触れ合うことで、理解へとつながるし発見も
あると思います。今後も様々なかたちで実態
調査等を行い、相談の需要に応じていける体
制作りが必要だと思いました。ひびき福祉会
のみならず、本場にありがたいと思いました。

五、参加者から

(一) 司法書士 尾崎典子

一月五日、社団法人成年後見センター・

成を見ると年齢の高い人で四〇歳半ばくらい
とのこと。この先五〇、六〇、七〇歳となる
とどういう状況になるのか、また、利用者を
支えている家族はどうすればいいのか。こう
なると国家挙げての問題となりますが、考え
ずにはいられないことです。

(二) 司法書士 田中利和

二〇〇四年一〇月をもってリーガルサポー
トに入会しました田中利和と申します。

私は、入会して実際に後見事務に携わって
はいませんが、今回の訪問は、現場を知る良
い機会と考え、参加することにしました。
当日は、まず「ひびき作業所」「第二ひびき
作業所」の二カ所を訪問しました。ひびき作
業所・第二ひびき作業所は、障害の程度が比
較的重い方が作業をされているところでした。
その作業は、粗品の梱包・物品の組み立て・
ミシンを使用した縫製などが主な作業で、各
人が責任をもって仕事に取り組んでいる様子
が伺えました。

次に、「ハイワークひびき」を訪問しました。
作業内容は洋菓子の製造です。ピルのフロッ
プを使用し、清潔感のあふれる本格的な洋
菓子製造工場といったところです。こちらは、
ひびき作業所・第二ひびき作業所に入所して
いる方より障害の程度が軽い方が作業をされ
ているところでしたが、迅速に作業にされて
いました。(こちらで製造された洋菓子が、近
鉄・俊徳道駅下「パレットひびき」という店
舗で販売されています。洋菓子のマドレーヌ
を参加者全員が頂戴し、ありがたく美味いた

リーガルサポート大阪支部より知的・身体障
害者社会就労センターを開設されているひび
き福祉会を訪問する機会をいただき、今回は
ひびき福祉会の中の一部である社会就労セン
ター「ひびき」、同「第二ひびき」、および同
「ハイワークひびき」の施設を見学させていた
だきました。

社会就労センター「ひびき」は知的障害者、
同「第二ひびき」は身体障害者を利用対象者
としています。同じ建物内にあり、建物の規
模および施設設置基準は、私が知っている知
的・身体障害者社会就労センターより数段大
きなものでした。というのはまず、作業科目
が多く、また利用者数も多いため、作業班を
構成していることです。全部で作業班は縫製
班を含めて六班あり、各作業班で作業内容が
決まっています。代表的なものとして農作業、
アルミ缶の圧縮等があります。企業等との提



作業風景

しました。

三カ所の施設を訪問した私の印象は、作業
をしている障害者の方は、立派に社会貢献を
されていると感じました。

今後、どのような後見事務に携わるかわか
りませんが、今回の訪問を必ず活かしていき
たいと思います。

(三) 司法書士 本多宏和

障害者授産施設訪問の研修に参加してみよ
うと思ったのは、私の事務所が東大阪市内で
施設も同市内で身近で、当該施設の訪問は全
く初めてで、どのような作業をされているの
か興味があったからでした。

まず驚いたのは、障害の度合いに応じて班
毎に作業をされていた点、特に女性の方が工
業用ミシンを手際よく使用をされていたこと、
また、一〇〇円ショップ等でよく見かけるタ
ッパ類等の製作過程等では、一セットが四、
五円と安価である点で、色々と収入を得るの
に苦労されているのだなと実感しました。ま
た、河川等浄化の為の浄化商品をこの施設で
作製し社会で貢献されているのも目に留まり
ました。

ケーキ等の焼菓子を作っているところを見
学して感動したのは、施設も立派で、皆さん
清潔感があり、ときばきと作業をされていた
点で、一般企業と変わらないと実感しました。
最後に、今回の研修に参加してみて、全て
の点で勉強になり、目から鱗が落ちる体験を
致しました。施設のスタッフの皆様には大変
お世話になりました。

**敬老週間 一般向け成年後見人養成講座＆
無料成年後見相談会・講演会を
開催！**

リーガルサポート大阪支部では、敬老週間にちなんで、平成一六年九月一八日（土）、一般向け成年後見人養成講座と無料成年後見相談会・講演会を開催いたしました。

一般の方を対象に、成年後見制度の概要や、後見人の職務について、リーガルサポート社員である司法書士が講義する本講座は今年で三年目を迎えました。毎年参加者が増えており、今年は、会場である大阪司法書士会に二五名が集い、みなさん熱心に受講、質問をされていました。

また、大阪府下四会場（大阪市、豊中市、枚方市、堺市）においては、「これで安心！あなたの老後、あなたの財産と遺言、相続、財産管理、任意後見のお話」と題して、司法書士が無料講演会を行い、あわせて面接相談会を開催いたしました。各会場とも、真剣に相談等をされるみなさんの姿が見受けられました。相談会、講演会をあわせて延べ約一五〇名の参加がありました。

リーガルサポート大阪支部では、成年後見制度に関する講義、勉強会、相談会などへの講師、相談員等を派遣しています。どうぞお気軽にお問い合わせください。

成年後見制度、高齢者・障害者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

〔電話相談〕

電話番号 **06-4790-5656**
日 時 土・日曜日、祝日を除く**毎日** 午後1時～午後4時（予約不要）

〔面接相談〕

日 時 **毎週木曜日**（但し、祝日は除く）
午後1時～午後4時、予約不要
（受付時間：午後3時30分まで）

場 所 大阪司法書士会館
大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
（電話06-6941-5351）
地下鉄谷町4丁目駅
⑧番出口より谷町筋を南へ徒歩5分



社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部

〒540-0019
大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内
電話 06(4790)5643
FAX 06(6941)7767

（社）成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 <http://www.legal-support-osaka.jp/>
（社）成年後見センター・リーガルサポート <http://www.legal-support.or.jp/>